

# 平成26年度 研究総括

平成27年3月20日

福祉医療費助成制度に関する研究会

## 平成26年度 検討経過

### 【研究会開催状況】

#### 第一回（平成26年6月18日）

- 座長選出
- 研究会の進め方
- 取り巻く情勢及び検討スケジュール

#### 第二回（平成26年8月8日）

- 中間とりまとめ  
（乳幼児医療を含む市町村支援のあり方）

#### 第三回（平成27年3月20日）

- 平成26年度研究総括

### 【WG開催状況】

#### 乳幼児医療WG

##### 第1回（平成26年5月29日）

- これまでの検討経緯と取り巻く情勢
- 市町村の子育て支援施策に対する支援の状況
- 乳幼児医療費助成事業実施状況調査結果
- 対象者のあり方
- 入院時食事療養費

##### 第2回（平成26年6月30日）

- 対象者のあり方
- 子育て支援施策の充実につながる市町村支援のあり方

##### 第3回（平成26年7月31日）

- 中間とりまとめ（素案）  
（乳幼児医療を含む市町村支援のあり方）

#### 福祉4医療WG

##### 第1回（平成26年6月30日）

- 会議の進め方
- 対象者のあり方
- 特定患者の取扱い

##### 第2回（平成26年7月30日）

- 対象者のあり方
- 給付と負担のあり方

##### 第3回（平成26年10月29日）

- 対象者のあり方
- 他公費優先の徹底

##### 第4回（平成27年1月29日）

- 対象者のあり方
- 他公費優先の徹底
- 医療保険制度改革の影響

##### 第5回（平成27年2月19日）

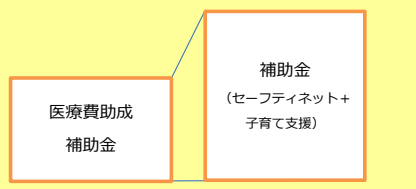
- 平成26年度研究総括  
（素案）

乳幼児医療WG <市町村支援とセーフティネットの範囲>

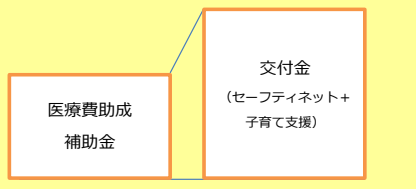
〔子育て支援施策の充実につながる市町村支援のイメージ〕

これまでの研究会での整理を踏まえ、現行の乳幼児医療費助成に係る府の市町村支援の総額を拡充することを前提とした支援方策

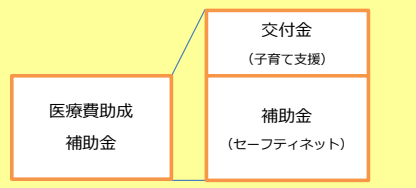
【パターンA】



【パターンB】



【パターンC】



〔考える選択肢としての医療のセーフティネットの範囲 (福祉的配慮を要する部分)〕

- \* 現行の府補助基準上の助成対象者数 194,300人
- \* 平成26年度当初予算額 (府・市町村合計) 76億円  
(増減影響は現行基準の場合、府・市町村合計予算)

対象年齢	所得制限	対象人数見込 (人)	所要額見込 (億円)
小学校 就学前まで	現行所得基準	463,400	125.0
	児童扶養手当基準	231,700	62.5
	高額療養費一般低位基準	301,210	81.3
小学校 卒業まで	所得制限なし	509,740	137.5
	現行所得基準	883,700	220.0
	児童扶養手当基準	441,850	110.0
	高額療養費一般低位基準	574,405	143.0
中学校 卒業まで	所得制限なし	972,070	242.0
	現行所得基準	1,113,600	269.6
	児童扶養手当基準	556,800	134.8
	高額療養費一般低位基準	723,840	175.2
	所得制限なし	1,224,960	296.6

※【平成22年度の研究総括(抜粋)】

『医療のセーフティネットの観点から真に必要な方に対するサービスとして制度設計されるべき部分(福祉的配慮を要する部分)』については、限られた財源の中にあっても維持継続していく必要があり、管内市町村共通の制度として府が基準設定、

『子育て支援として制度設計されるべき部分(子育て支援のための環境整備部分)』については、地域のサービス向上の一環として実施される側面もあることを踏まえて、各市町村が独自の判断として制度設計と整理。

なお、各市町村が独自の判断として制度設計する部分においても、府として支援すべきか否か、別途検討がなされるべき。

## 福祉4医療WG

区 分	検 討 項 目	検討内容・考え方の整理
障がい者医療関係	○ 対象者のあり方	○ 現行制度の対象者の範囲を踏まえて、障害者総合支援法及び難病医療法の対象者の範囲等を勘案し、重度の精神障がい者や難病患者についても対象者として検討すべきではないか
老人医療関係	○ 障がい者医療と老人医療との整合性 ○ 老人医療における特定疾患患者の取扱い	○ 障がい者医療の対象者のあり方を踏まえて、老人医療の対象者のあり方を整理すべきではないか ○ 特定疾患者については、持続可能な制度として再構築するまでの間は、これまで対象としていた疾患と整合を図るべきではないか
ひとり親家庭医療関係	○ 対象者のあり方	○ 児童扶養手当の対象者の範囲を踏まえて、今後の対象者のあり方を検討すべきではないか
給付と負担関係	○ 国の医療保険制度等の影響 ○ 負担方式等のあり方	○ 高額療養費の見直し及び指定公費廃止等、国の医療保険制度改革等による影響を勘案しつつ、対象者における医療の必要度や所得状況を踏まえて、対象とする医療の範囲や自己負担限度額などについても検討すべきではないか ○ 定額方式や定率方式、現物給付や償還払い方式におけるメリット、デメリットとともに、対象者の利便性等も勘案して検討すべきではないか ○ 給付と負担のあり方については、今後の対象者のあり方と合わせて持続可能な制度構築の観点から検討すべきではないか
マイナンバー制度関係	○ 福祉医療費助成制度における活用方策	○ 対象者の利便性の観点から、マイナンバー制度を活用した新たな医療等分野の番号制度の利活用についても検討すべきではないか
国への要望	○ 国庫負担金減額措置の廃止要望	○ 福祉医療の制度化とともに、障がい者医療費助成及び就学前までの乳幼児医療費助成が「社会保障4分野」に該当すると分析されたことも踏まえて、引き続き国庫負担金減額措置の廃止を要望すべき
制度運用	○ 予算の適正化に向けた取り組み	○ 優先すべき国の公費負担医療制度等については、対象者における資格確認の徹底など、優先適用に向けたさらなる取り組みを進めるべきではないか ○ 65歳以上で後期高齢者医療制度の対象となる場合は、対象者の不利にならない範囲で、加入勧奨することにより、予算の適正化を進めるべきではないか

### 【乳幼児医療費助成について】

- 乳幼児医療費助成制度については、これまでの研究会での整理を踏まえ、乳幼児医療費助成を含む子育て支援施策の充実につながる市町村支援のあり方について、考える選択肢を研究会の中間とりまとめとして提案。

### 【3医療（乳幼児医療を除く）の対象者のあり方について】

- ひとり親家庭医療費助成制度については、近年の児童扶養手当の改正の状況等、取り巻く現状や課題を踏まえ、医療のセーフティネットとしての役割から検討すべき。
- 障がい者医療費助成制度については、障害者総合支援法及び難病医療法の対象者の範囲等、取り巻く現状や課題を踏まえ、重度の障がい者医療として対象者のあり方を検討すべき。
- 65歳以上の高齢障がい者等を対象とする老人医療費助成制度については、障がい者医療費助成制度と併せて整理、検討すべき。  
なお、持続可能な制度構築までの間の老人医療における特定疾患については、これまでの助成対象疾患のうち、国の難病としての公費負担医療制度対象の疾患とすべき。

### 【給付と負担のあり方について】

- 医療保険制度改革等の影響及び今後の対象者のあり方を勘案しつつ、対象者における医療の必要度や所得状況を踏まえながら、負担方式や自己負担上限額等について、対象者の利便性も含めて、持続可能な制度構築の観点から検討すべき。
- 医療等分野におけるマイナンバー制度の活用に係る検討状況等を踏まえて、対象者の利便性の観点から、福祉医療費助成制度への利活用のあり方を検討すべき。

### 【制度運用について】

- 特定疾病療養や更生医療など、国の公費負担医療制度等の資格確認と優先適用を徹底すべき。
- 65歳以上の後期高齢者医療制度対象者については、対象者に不利とならない範囲で、加入勧奨も含めた個別対応を検討すべき。

これまでの検討結果を踏まえて、国の医療保険制度及び今夏の難病医療法の完全実施等を見極めつつ、今後の対象者のあり方と給付と負担のあり方について、対象者の利便性も含めて、総合的な観点から持続可能な制度構築を進めるべき。

なお、適正な予算執行に向けて、国の公費負担医療制度の資格確認と優先適用など、現行制度において可能な運用改善については、直ちに取り組むべき。